

## 大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、集団資源回収（自治会等の営利を目的としない団体（次条において「団体」という。）が自主的に資源物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）の実施により回収した再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）を収納するための保管庫等（以下「保管庫等」という。）の設置に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、家庭から生じる再生資源の利用を促進し、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による大津市再生資源保管庫等設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができるものは、集団資源回収を実施する団体で、保管庫等を適正に維持管理することができるものと市長が認めるものとする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、保管庫等の設置に要した費用の2分の1の額（この額に100円未満の端数が生じた場合は、100円未満の端数を切り捨てた額）とする。ただし、80,000円を限度とする。

### (交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 設置位置図及び現況写真
- (3) 土地の所有者又は借地人の承諾書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

### (決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

### (事情変更による取消通知書等)

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

### (補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 見積書（補助事業等の内容を変更する場合に限る。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (承認通知書等)

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第1

1号) により行うものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書(明細を記したものを含む。)の写し
- (2) 保管庫等の設置写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(確定通知書)

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市再生資源保管庫等設置事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市再生資源保管庫等設置事業補助金返還通知書(様式第16号)により行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

申請者 住 所  
団 体 名  
代 表 者 名  
電 話 番 号

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市再生資源保管庫等設置事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額（本体価格、消費税、配送、設置工事等設置に係る経費の総額）	円
交 付 申 請 金 額	円
添 付 書 類	(1) 見積書 (2) 設置位置図及び現況写真 (3) 土地の所有者又は借地人の承諾書 (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第5条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市再生資源保管庫等設置事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	1 補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 2 補助事業等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときはあらかじめ市長の承認を受けること。 4 補助事業等の遂行の状況に関し、市長から報告の要求があったときは、直ちに市長に報告すること。 5 補助事業等が完了したときは、実績報告書に市長の定める書類を添えて、速やかに市長に提出すること。

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第5条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市再生資源保管庫等設置事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第6条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市再生資源保管庫等設置事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第6条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市再生資源保管庫等設置事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第6号（第7条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名  
電話番号

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 見積書 (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第7号（第7条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）  
大津市長

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名  
電話番号

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第8条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
承 認 した 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第8条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第8条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第11号（第8条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第12号（第9条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住 所  
団 体 名  
代表者名  
電話番号

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 対 象 金 額	円
添 付 書 類	(1) 領収書（明細を記したものを含む。）の写し (2) 保管庫等の設置写真 (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第13号（第10条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市再生資源保管庫等設置事業補助事業について、次のとおり大津市再生資源保管庫等設置事業補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 対 象 金 額	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第11条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名  
電話番号 ㊟

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市再生資源保管庫等設置事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
金 融 機 関 振 込 先	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	フ リ ガ ナ 口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第15号（第12条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市再生資源保管庫等設置事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
交付決定（確定）金額	
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第16号（第13条関係）

大津市再生資源保管庫等設置事業補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市再生資源保管庫等設置事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	再生資源保管庫等設置事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。